

消費者ネットワーク

2020年7月17日

第274号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



公益通報者保護法が 制定後16年で初めての改正

「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が6月8日に可決・成立しました。「公益通報者保護法」は、2004年6月制定、2006年4月に施行されて以降、初めての改正になります。

公益通報者保護法の実効性確保のための重要な論点である「不利益取り扱いに対する行政措置等」については、今回盛り込まれませんでした。 「保護される通報者の範囲の拡大」「大規模事業者に対する内部通報体制の整備義務、違反への行政措置」「公益通報対応業務従事者の対する刑事罰付きの守秘義務」など、通報者保護が強化されるものと高く評価し、一歩前進したと考えています。施行は2年以内です。



6月3日参議院 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会の参考人「濱田さん(オリンパス株式会社社員)、拝師さん(弁護士)、田中さん(東京大学教授)」のようす

※詳細は消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0003.pdf

※全国消団連では「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」成立にあたっての意見を公表しました。
(<http://www.shodanren.gr.jp/database/434.htm>)

もくじ

公益通報者保護法が施行後15年で初めての改正	1
災害時の電力市場ルールにルについての学習会報告	2,3,4
全国消団連たより	4,5
新型コロナ予防効果をうたう製品の消費者庁の対応について	6,7
意見を提出しました	7
消費者庁「デジタルプラットフォーム利用者の意識・行動調査」より	8,9
消費者行政新未来創造オフィスたより	9
世界の消費者情報	10,11
会員活動報告/理事会報告/編集後記	12